

＜食育推進事業＞

＜目的＞

平成17年7月15日から食育基本法が施行されている。

食育基本法第17条及び第32条の規定に基づき、県においても条例で定めるところにより「**奈良県食育推進会議**」を設置、「**奈良県食育推進計画**」を策定し、奈良県における食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る。

また、地域の特性を活かしつつ、関係者が相互に緊密な連携協力を図りながら効果的に地域で食育が推進されるように、関係者相互の情報及び意見の交換が促進されるための食育関連団体のネットワーク化に向けた協働モデル事業を実施する。

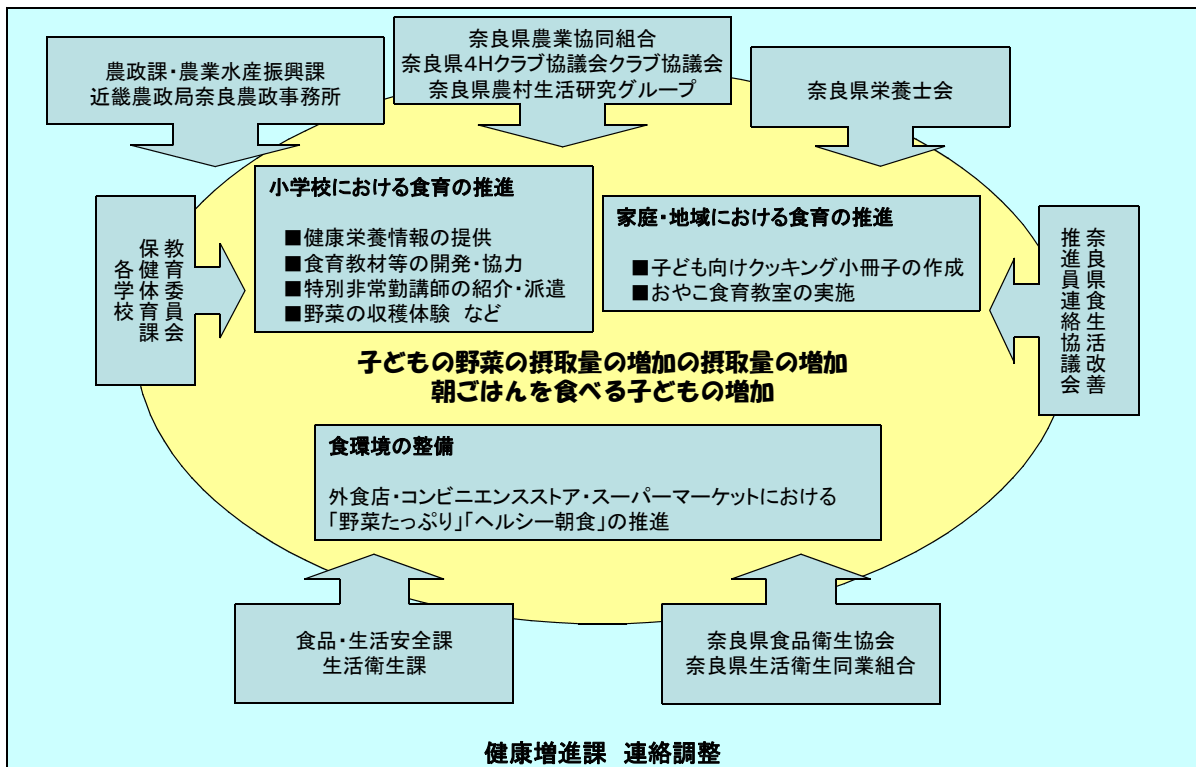
＜概要＞

食育の推進に係るスケジュール

時期	食育推進計画に関すること	食育の推進に関すること	
平成18年5月 6月 7月 9月 10月～ 平成19年1月 2月	食育推進会議委員候補者等の選出 食育推進会議条例の制定 食育推進会議委員依頼 食育推進会議公募委員募集 第1回食育推進会議の開催 食育推進計画の策定方針確認 食育推進会議庁内連絡会の開催 食育推進計画素案取りまとめ パブリックコメント 第2回食育推進会議の開催 食育推進計画の策定・公表	食育ネットワーク推進のための協働モデル事業の実施 市町村説明会及び関係機関・団体に対する説明会	関係各課において、各関係者・団体と連携した食育推進関連施策の実施 ↓
平成19年度～	市町村食育推進計画の策定支援 食育推進計画の進捗管理及び見直し等 食育推進会議及び庁内連絡会の開催	食育推進ネットワーク(仮)の設置	関係各課において、各関係者・団体と連携した食育推進計画に基づく関連施策の実施

食育ネットワーク推進のための協働モデル事業

学校と家庭、地域、外食や流通産業、産地とが連携した多方向からのアプローチにより、子どもの野菜に関する認知度を高め、その摂取を増やすとともに、しっかり朝ごはんをとるための啓発を行う等の総合的な食育を推進する。



奈良県食育推進計画の策定について

○食育基本法の概要

食育基本法前文（抜粋）

社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩そう身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾はん濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

食育基本法に基づき、奈良県における食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するための奈良県食育推進計画を策定するため、奈良県食育推進会議条例により奈良県食育推進会議を設置する。

○食育の推進に係るスケジュール

時期	食育推進計画に関すること	食育の推進に関すること	
平成 18 年 5 月 6 月 7 月 9 月 10 月 ~ 平成 19 年 1 月 2 月	食育推進会議委員候補者等の選出 食育推進会議条例の制定 食育推進会議委員依頼 食育推進会議公募委員募集 第 1 回食育推進会議の開催 食育推進計画の策定方針確認 食育推進会議庁内連絡会の開催 食育推進計画素案取りまとめ パブリックコメント 第 2 回食育推進会議の開催 食育推進計画の策定・公表	食育ネットワーク推進のための協働モデル事業の実施 市町村説明会及び関係機関・団体に対する説明会 <div style="text-align: center;">↓</div>	関係各課において、各関係者・団体と連携した食育推進関連施策の実施 <div style="text-align: center;">↓</div>
平成 19 年度~	市町村食育推進計画の策定支援 食育推進計画の進捗管理及び見直し等 食育推進会議及び庁内連絡会の開催	食育推進ネットワーク（仮）の設置	関係各課において、各関係者・団体と連携した食育推進計画に基づく関連施策の実施

奈良県食育推進計画の策定について

○食育基本法の概要と国の動き

平成17年7月
食育基本法成立

背景

- ・不規則、不健全な食生活による人間活力の減退と混乱
- ・食を大切にする心の欠如
- ・生活習慣病の増加、平均寿命と健康寿命の乖離
- ・食品の安全性に対する信頼の低下
- ・自然・伝統的食文化の喪失
- ・生産者と消費者の乖離

↓
食育の必要性

平成17年7月
食育推進会議設置

平成18年3月
食育推進基本計画策定

食育基本法及び食育推進基本計画に示された基本的施策



○奈良県における食育の推進

食育基本法に基づき、奈良県における食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するための奈良県食育推進計画を策定するため、奈良県食育推進会議条例により奈良県食育推進会議を設置する。

- ・食育の推進に係るスケジュール

時期	食育推進計画に関すること	食育の推進に関すること	
平成18年6月9月 10月 平成19年1月2月	食育推進会議条例の制定 第1回食育推進会議の開催 食育推進計画の策定方針確認 パブリックコメント 第2回食育推進会議の開催 食育推進計画の策定・公表	食育ネットワーク推進のための協働モデル事業の実施 市町村及び関係機関・団体に対する説明会	関係各課において、各関係者・団体と連携した食育推進関連施策の実施
平成19年度～	市町村食育推進計画の策定支援 食育推進計画の進捗管理及び見直し等 食育推進会議及び庁内連絡会の開催	食育推進ネットワーク（仮）の設置	関係各課において、各関係者・団体と連携した食育推進計画に基づく関連施策の実施